

町田市住民基本台帳カードの利用に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 5 年(2013年) 8 月 3 0 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市住民基本台帳カードの利用に関する条例の一部を改正する条例

町田市住民基本台帳カードの利用に関する条例（平成２２年１０月町田市条例第２８号）の一部を次のように改正する。

第１条中「第３０条の４４第８項」を「第３０条の４４第１２項」に改める。

第３条各号列記以外の部分中「第３０条の４４第８項」を「第３０条の４４第１２項」に改め、同条に次の２号を加える。

（３）戸籍法（昭和２２年法律第２２４号）第１０条第１項に規定する戸籍に記載した事項に関する証明書のうち市長が別に定めるものを交付するサービス

（４）町田市市税条例（昭和３６年１２月町田市条例第２３号）第３条第１項第１号の市民税（同条例第２９条第２項の規定により併せて賦課し、及び徴収する都民税を含む。）に関する証明書のうち市長が別に定めるものを交付するサービス

第５条第３項中「第３０条の２１」を「第３０条の２０」に改める。

附 則

この条例は、平成２５年１２月１６日から施行する。ただし、第１条の改正規定、第３条各号列記以外の部分の改正規定及び第５条第３項の改正規定は、公布の日から施行する。

町田市住民基本台帳カードの利用に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
(目的) 第1条 この条例は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下「法」という。)第<u>30条の44第12項</u>の規定に基づき、同条第1項に規定する住民基本台帳カード(以下「住民基本台帳カード」という。)の利用に関し必要な事項を定めることにより、市民サービスの向上を図ることを目的とする。 (住民基本台帳カードの利用目的) 第3条 法<u>第30条の44第12項</u>の条例に規定する目的は、自動交付機により次に掲げるサービスを市民に提供することとする。 (1)・(2) 略 (3) <u>戸籍法(昭和22年法律第224号)第10条第1項に規定する戸籍に記載した事項に関する証明書のうち市長が別に定めるものを交付するサービス</u> (4) <u>町田市市税条例(昭和36年12月町田市条例第23号)第3条第1項第1号の市民税(同条例第29条第2項の規定により併せて賦課し、及び徴収する都民税を含む。)</u>に関する証明書のうち市長が別に定めるものを交付するサービス (利用中止) 第5条 略 2 略 3 市長は、サービス利用者の住民基本台帳カードが住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)<u>第30条の20</u>の規定により効力を失った場合は、当該サービス利用者について、第1項の規定による届出がなされたものとみなす。	(目的) 第1条 この条例は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下「法」という。)第<u>30条の44第8項</u>の規定に基づき、同条第1項に規定する住民基本台帳カード(以下「住民基本台帳カード」という。)の利用に関し必要な事項を定めることにより、市民サービスの向上を図ることを目的とする。 (住民基本台帳カードの利用目的) 第3条 法<u>第30条の44第8項</u>の条例に規定する目的は、自動交付機により次に掲げるサービスを市民に提供することとする。 (1)・(2) 略 (利用中止) 第5条 略 2 略 3 市長は、サービス利用者の住民基本台帳カードが住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)<u>第30条の21</u>の規定により効力を失った場合は、当該サービス利用者について、第1項の規定による届出がなされたものとみなす。